

電気通信大学全学教育・学生支援機構学生支援センター会議規程

平成17年 4月 1日

改正

平成19年 4月 1日

平成20年 4月 1日

平成22年 3月19日

平成23年 2月 9日

平成24年 5月22日

平成27年 3月26日

平成28年 3月23日

平成29年 1月26日

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学全学教育・学生支援機構学生支援センター規程第6条第2項の規定に基づき、電気通信大学全学教育・学生支援機構学生支援センター会議(以下「センター会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 センター会議は、全学の学生支援に関する方策等及び全学教育・学生支援機構学生支援センター(以下「センター」という。)の運営に関し必要な事項を審議するとともに、センター各室の連絡調整を行う。

(審議事項)

第3条 センター会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の修学支援、就職支援及び生活支援に関すること。
- (2) 学生の賞罰に関すること。
- (3) 学生の指導及び身分に関すること。
- (4) センターの運営に関すること。
- (5) その他学生支援業務に関し必要なこと。

(構成員)

第4条 センター会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センターの各室長
- (3) 情報理工学域の各類、先端工学基礎課程及び共通教育部を担当する専任の教授、准教授及び講師のうちから選出された者 各1人
- (4) 大学院情報理工学研究科の各専攻を担当する専任の教授、准教授及び講師のうちから選出された者 各1人
- (5) 保健管理センター担当の専任の教授、准教授及び講師のうちから選出された者 1人

(6) 国際教育センター担当の専任の教授、准教授及び講師のうちから選出された者 1
人

(7) その他センター長が必要と認めた者

2 センターに副センター長を置く場合は、前項の構成員に加えるものとする。

(任期)

第5条 前条第3号から第7号の者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第6条 センター会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

(副議長)

第7条 センター会議に副議長を置き、学生支援センター長が指名する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第8条 センター会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

(構成員以外の者の出席)

第9条 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者をセンター会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第10条 センター会議に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第11条 センター会議に関する事務は、学務部学生課において行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、センター会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。